

## 東北厚生局地域包括ケア推進意見交換会設置運営要領

### (名称)

第1条 この要領は、東北厚生局において開催される地域包括ケア推進意見交換会(以下「意見交換会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 意見交換会は、東北厚生局管轄区域内の県及び市町村における地域包括ケアシステムの取り組みを支援し、もって持続可能な医療・介護保険制度の構築を推進することを目的とする。

### (組織)

第3条 意見交換会の構成員は、県の地域包括ケア担当課長、東北厚生局の健康福祉部長、担当課長(健康福祉課長、地域包括ケア推進課長及び医事課長)及び座長が認めた者とする。

2 構成員は、やむを得ない事情により意見交換会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

### (座長)

第4条 意見交換会に座長を置く。

2 座長は、東北厚生局健康福祉部長が務める。

### (会議の公開等)

第5条 会議資料及び議事概要については、東北厚生局のホームページに公開する。ただし、会議において特に必要があると認めたときは、非公開とすることができる。

### (会議開催)

第6条 意見交換会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、意見交換会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 意見交換会の庶務は、東北厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

老発 0328 第 7 号  
平成 31 年 3 月 28 日

各 地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

平成 31 年度における地域包括ケア推進課が行う老健局関係の業務について（通知）

平成 31 年度における地域包括ケア推進課が行う老健局関係業務について次のとおり定めたので、通知する。

本通知は、各地域包括ケア推進課が行う地域包括ケアシステムの構築の支援に関する基本的な業務の共通化を図ることを目的としており、本通知に記載のない業務を行うことを妨げるものではない。

#### 1 地域包括ケア推進課が行う老健局関係業務の基本的な考え方

地方厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課及び四国厚生支局地域包括ケア推進課（以下「推進課」という。）においては、各地方厚生（支）局の管内における地域包括ケアシステムの構築の支援に関する業務及び地域包括ケアシステムの構築に関する補助金等の交付に関する業務を行う。

地域包括ケアシステムの構築については、基礎自治体である市町村が中核的役割を担っており、都道府県は、広域的な見地から市町村に対する支援を行う役割を担っていることから、推進課は、都道府県の役割を尊重し、都道府県に対する支援業務を行うことを基本とする。

#### 2 平成 31 年度における老健局関係の推進課の業務

平成 31 年度は、地域支援事業の全ての事業が満年度で全市町村において実施される年に当たること、更に高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた保険者機能の強化等の方向性も踏まえ、以下の取組を実施するようお願いしたい。

##### (1) 地方厚生（支）局地域包括ケア推進本部の運営

地域包括ケアシステムの構築の支援については、地方厚生（支）局長の主導の下、地方厚生（支）局内の他の部署からの支援も得ながら総合的に取り組むことが必要と考えられることから、各地方厚生（支）局に設置されている地域包括ケア推進本部を開催し、自治体等の課題やその解決に資する支援方策の検討等を行うことが望ましい。

##### (2) 地方厚生（支）局の外部の関係者の意見等の聴取

地域包括ケアシステムの構築の支援を的確に実施するため、以下を参考に、各地方

厚生（支）局の実情に応じて外部の関係者の意見等を聴く場（以下「意見交換会」という。）を設けることが望ましい。

ア 外部の関係者の例

- ・都道府県
- ・政令指定都市
- ・中核市
- ・学識経験者
- ・保健医療福祉関係団体

イ 意見交換会の内容

- ・地域包括ケアシステムの関係者の課題等に関する意見交換等
- ・地方厚生（支）局が行う業務に関する意見交換等

(3) 地域支援事業（(4) イに係る事業を除く。）に関する業務

ア 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

市町村における地域支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業をいう。以下同じ。）の実施状況、実施に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握した内容及びイに示す地域支援事業交付金の交付に関する業務を通じて把握した状況等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

イ 地域支援事業交付金の交付等

地域支援事業交付金（介護保険法第122条の2の規定に基づく交付金をいう。）について、老健局と連携を図りながら、地域支援事業交付金交付要綱（平成20年5月23日厚生労働省発老第0523003号厚生労働事務次官通知）に基づき交付に関する事務を行う。

(4) 認知症施策に関する業務

ア 認知症施策の普及・啓発

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等の認知症施策について、老健局と連携を図りながら、講演の実施、関係行事への積極的な参加等認知症施策の普及・啓発に資する取組を行う。

イ 認知症施策に係る地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

地域支援事業のうち、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業（介護保険法第115条の45第2項第6号の規定に基づく事業をいう。）の実施状況、実施に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握した内容及び(3)イに示す地域支援事業交付金の交付に関する業務を通じて把握した状況等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

ウ 認知症施策に係る各種事業の実施状況の把握、助言、支援

若年性認知症支援の推進、市民後見人活動の推進等に資する取組の実施状況、実施に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握し、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(5) 地域医療介護総合確保基金（介護分）に関する業務

地域医療介護総合確保基金（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条に規定する基金をいう。）に基づく事業（同法第4条第2項第2号ハ、ホ及びヘに規定する事業に限る。）の管内都道府県における実施状況や課題等について、老健局と連携を図りながら、当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量（所要額）に係る調査等により把握し、都道府県に対する必要な助言及び支援を行う。

(6) 地域包括ケアシステム等の普及・啓発

地域包括ケアシステムに関する施策について、老健局と連携を図りながら、都道府県等が行う取組との関係に留意しつつ、講演の実施、関係行事への積極的な参加等、これら施策の普及・啓発に資する取組を行う。

あわせて、老健局が地方厚生（支）局の区域等ごとにブロック会議、研修会等を開催する場合には、その企画立案段階から協力するとともに、開催のための連絡調整、資料作成、運営等を行う。

(7) 介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言、支援

介護保険事業（支援）計画（介護保険法第117条第1項及び第118条第1項に規定する市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画をいう。）に基づく取組の進捗状況、目標の達成状況や計画の推進に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握し、当該都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

3 老健局の支援

老健局は、推進課が行う2の各業務に関して、推進課と相談しながら、企画立案、情報の提供、資料の作成支援、助言等を行う。